法学研究所 第47回現代法セミナー

世界各国が市場経済を基調とする経済制度を採用するようになったことに伴い、近年、各国で競争法が制定・強化されています。我が国においても、平成13年からの小泉政権下における規制改革によって競争的な経済システムの構築が推進され、平成17年には競争制限行為に対する制裁強化等を内容とする独占禁止法の改正が行われ、その後も同法の強化改正や同法の執行など競争政策を担当する公正取引委員会の体制の強化が図られています。

一方、最近では、行き過ぎた国内競争により日本企業の体力が消耗しており国際競争に勝てなくなっている、行き過ぎた競争により安全が軽視されている、行き過ぎた競争により格差社会となっている、などといったように、現在の競争を「行き過ぎた」ものとして批判する意見も見られます。

このような批判的意見の背景には、我が国の社会に協調や和を美徳とする伝統があって、その延長線上として、競争というものがあまり評価されていないことがあるのかもしれませんが、現在の経済社会の問題の原因が「行き過ぎた競争」にあるとし、競争を抑制することで問題を解決する考え方は、ある種の「競争悪玉論」とも言うべきもので、問題の解決を遅らせるばかりでなく、消費者・企業にとっての競争の重要性を見失うことになり、社会に大きな損失をもたらすおそれもありあます。

今回は、競争政策の立場からこのような競争悪玉論を検討し、消費者や企業にとっての競争の重要性について、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所の山本大輔総務管理官にお話しをしていただくことにしています。

消費者・企業にとっての競争の重要性について

ー競争への批判・誤解に対する考え方を中心にー

2013年12月3日(火)

14：30～16：30

関西大学千里山キャンパス
児島惟謙館1階第1会議室

聴講自由

発表者 **山本大輔**
公正取引委員会
近畿中国四国事務所総務管理官

討論者 **村田淑子**
京都学園大学法学部教授

司　会 **横田　直和**
経済法研究班主幹、法学部教授

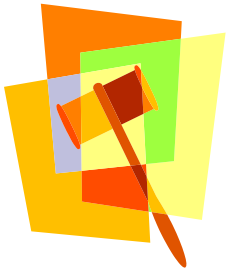

お問い合わせ先　関西大学研究所事務グループ
〒564-8680吹田市山手町3-3-35　TEL:06-6368-0653　FAX:06-6339-7721
E-mail　:hogakuken@ml.kandai.jp